

平成 29 年 11 月

平成30年度第 17回生殖補助医療胚培養士資格認定制度 資格審査のお知らせ

一般社団法人日本卵子学会
生殖補助医療胚培養士認定委員会
委員長 寺田 幸弘
副委員長 木村 直子

一般社団法人日本卵子学会では、生殖補助医療に携わる胚培養士の水準を向上させ、胚培養士として認定することを目的として、生殖補助医療胚培養士資格認定制度を発足させました。第 17 回生殖補助医療胚培養士認定講習会及び資格審査を下記要領にて実施いたします。審査希望の方は要項をご確認の上、受付期間内にお申込みいただきますようご案内申し上げます。

記

審査期日：講習会；平成 30 年 4 月 21 日(土) 9:00～17:30 (受付 8:30～)
資格審査；平成 30 年 4 月 22 日(日) 9:00～16:00

審査会場：TFT ビル東館 9 階
東京都江東区有明 3 丁目 6 番地 11 Tel. 03-5530-1111(代表)

申請資格：要項参照 (本学会員でない方は審査の前年度までに入会手続きを済ませて下さい。)

定員：先着 150 名をもって締切

受付期間：平成 30 年 1 月 12 日(金) ～ 1 月 31 日(水) (期間厳守)

*学会ホームページ上の「電子申請フォーム」により申請書を作成の上(平成 29 年 12 月 20 日(水)から入力可能)、必ず印刷し、書類一式を送付下さい。

*受付期間内でも、書類到着数が定員となった時点で、締切となりますことをご了承下さい。
なお 1 月 11 日(木)までに送付された申請書は、受付いたしかねます(1 月 12 日(金)に返送いたします)。

*申請書類の到着後、メールで「申請書類受付」のご連絡をいたします。

*2 月～3 月初旬に書類審査を行い、3 月中旬までに返信用ハガキにて結果をお知らせいたします。

*講習会で使用するテキストは、3 月中旬頃に発送いたします。

書類送付先：〒135-0063 東京都江東区有明 3 丁目 6 番地 11 TFT ビル東館 9 階
プロコムインターナショナル内 日本卵子学会 宛
*「胚培養士新規申請書類 在中」と朱記して下さい。

費用：6 万円 (講習会受講料 3 万円 ・ 審査料 3 万円)
*申請書類の不備あるいは要件を満たしていないなどの理由により、申請不受理となった場合においても、書類審査料として 1 万円を申し受けます。

振込期間：平成 30 年 2 月 1 日(木) ～ 2 月 15 日(木) (期間厳守)

*メールでの「申請書類受付」のご連絡を確認後、お振込み下さい。

振込口座： ゆうちょ銀行 〇一九（ゼロイチキョウ）店
当座 0790520
加入者名：一般社団法人 日本卵子学会

講習会内容： 1 時限（9:00～9:40） 卵子・精子の形成と成熟、排卵のメカニズムなど
2 時限（9:50～10:30） 受精及び胚発生と着床など
3 時限（10:40～11:20） 培養室管理・設備・器具培養の実際、培養液など
4 時限（11:30～12:10） 精子調整法、顕微授精法など
昼食（12:10～13:00）
5 時限（13:00～14:00） 生殖補助医療と倫理
6 時限（14:10～14:50） 胚のクオリティ・凍結保存など
基礎系筆記試験（15:05～16:05） 基礎系問題 40 問
臨床系筆記試験（16:20～17:30） 臨床系問題 60 問

審査方法：書類審査、筆記試験および口述試験
*口述試験は、3名の試験官により、提出いただいた症例に基づいた実技的なことや筆記試験の内容に関する質問を15分間程度行います。各自の試験時間は後日ご案内いたします。

審査発表：平成30年5月26日（土）
*第59回日本卵子学会学術集会で合格者の発表と認定証授与を行います。
また、ホームページ上および日本卵子学会誌3巻2号の誌上において、合格者を公表いたします。

問合わせ先：日本卵子学会事務局 E-mail：jsor-info@procomu.jp
*事務局では、申請資格の有無について、個別に回答は致しかねます。申請資格を熟読の上、ご判断を頂きますようお願いいたします。

日本卵子学会認定生殖補助医療胚培養士資格審査要項

< 申請資格 >

生殖補助医療胚培養士の申請ができる者は、下記の(1)～(6)の条件を満たす者とする。

- (1) 日本卵子学会の会員であり、会費を全納している者。
生殖補助医療胚培養士資格審査の前年度までに本学会への入会手続きを終了していること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者。
 - ① 大学院の医学(系)研究科、医療福祉学研究科、保健学研究科、農学研究科、生物産業学研究科、生物資源科学研究科、生物圏科学研究科、生物理工学研究科、生命科学研究科、農学生命科学研究科、生命環境科学研究科、環境生命科学研究科、自然科学研究科、総合学術研究科、畜産学研究科、獣医学研究科、共同獣医学研究科、獣医生命科学研究科、酪農学研究科、看護学研究科、環境保健学研究科もしくはこれらに準ずる研究科において、生殖生物学関連の科目を修得した修士あるいは博士
 - ② 大学の医学部、農学部、生物理工学部、畜産学部、獣医学部、共同獣医学部、獣医学群、生物生産学部、生物産業学部、応用生物科学部、生物資源科学部、生物資源学部、農学生命科学部、応用生命科学部、生命科学部、生命環境学部、生命・環境科学部、農食環境学群、薬学部、保健衛生学部、看護学部、医療技術学部、保健医療学部、医療衛生学部もしくはこれらに準ずる機関において、生殖生物学関連の科目を修得した学士
 - ③ 学校教育法に規定する専修学校において、生殖生物学関連の科目を修得した臨床検査技師または正看護師の資格を有する者

④委員会が上記と同等以上であると判断した者

(3) 委員会主催の生殖補助医療胚培養士資格認定講習会を受講した者。

講習会はヒト生殖医学の基礎知識の習得及びヒト配偶子、受精卵、胚の操作・取り扱いについての基礎技術の習得を目標とした講習ならびに最近のトピックスに関する解説を行う。なお受講終了時に筆記試験を行い、この結果は面接試験時の参考となる。受講者には、生殖補助医療胚培養士資格認定講習会受講証明書を発行する。この受講証明書は2年以内に取得したものを有効とする。

(4) 日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録施設において、1年以上の臨床実務経験を有する者。実務経験には、ヒト配偶子、受精卵、胚の操作・取り扱い、培養液の作成、器具の準備、採卵室などの施設管理、保守などの一切を実際に行い、ヒト体外受精・胚移植のラボワークの全ての行程を本人が30例以上実施していることを必要とする。

(5) 生殖補助医療に対して高い倫理観と品位を有する者。

(6) 本学会学術集会あるいは本学会主催講習会(胚培養士セミナーを含む)あるいは関連する学会大会に最近1ヵ年以内に2回以上参加している者。

関連学会とは日本産科婦人科学会、日本生殖医学会、日本泌尿器科学会、日本受精着床学会、日本生殖免疫学会、日本アンドロロジー学会、日本IVF学会、国際生殖医学会(IFFS)、アメリカ生殖医学会(ASRM)、ヨーロッパ生殖医学会(ESHRE)、アジア太平洋生殖医学会(ASPIRE)の本大会を指し、地方部会は含まないものとする。

< 申請書類 >

(1) 資格審査申込書(電子申請フォームにより作成したものを印刷して申請)

(2) 履歴書(A4判・写真貼付)

(3) 申請資格(2)における証明書

①に該当する者は、修了証明書と成績証明書および学部の成績証明書。

②に該当する者は、卒業証明書と成績証明書。

③に該当する者は、資格免許証のコピーと成績証明書。

④に該当する者は、大学および専修学校卒業と同等以上であることを証明する書類。

(4) 生殖補助医療胚培養士資格認定講習会受講証明書

最近2年以内に取得したものを有効とする。

なお、資格審査前日に行われる生殖補助医療胚培養士資格認定講習会を受講して取得したのものも含む。

(5) 生殖補助医療臨床実務経験証明書

所属する登録施設の実施責任医師による生殖補助医療臨床実務経験期間に関する証明書。申請書類提出時までの期間を記載のこと。

(6) 日本産科婦人科学会見解に基づく諸登録の申請受理通知書のコピー

所属する施設が、体外受精・胚移植の臨床実施、ヒト胚及び卵子の凍結保存と移植、顕微授精に関する登録施設であることを証明するもの(※申請時において最新の証明書を提出のこと)。

(7) 体外受精・胚移植法実施記録、症例報告

実施記録は本人が経験した30症例を記載のこと。

症例報告は3症例について文章形式で詳細を記載し、実施責任医師の校閲および押印のこと。

「症例報告」が詳細に記入されていない場合は不合格とします。

(8) 学会参加章のコピー

本学会学術集会、本学会主催講習会(胚培養士セミナーも含む)あるいは関連する学会大会に最近1年以内に2回以上参加したことを証明するもの(学会参加章の写しなど)。

なお、本人の氏名が記されていないものは不可。

(9) 返信用葉書

表面に住所・氏名を記載したもの

＜資格認定審査＞

(1) 試験期日: 審査は原則として年1回とする。

(2) 試験会場: 東京

(3) 試験方法: 筆記試験はヒト生殖医学の基礎知識・実技内容・倫理に関する内容を問う。

口述試験は3名の試験官によって、主として実地に関することを問う。

＜資格認定講習会および審査費用＞

(1) 生殖補助医療胚培養士資格認定講習会料 : 3万円

(2) 生殖補助医療胚培養士資格認定審査料 : 3万円

*ただし、申請書類の不備あるいは要件を満たしていないなどの理由により、申請不受理となった場合においても、書類審査料として1万円を申し受けます。

以上、申請に当たっては、一般社団法人日本卵子学会生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士資格制度規程、審査規則、細則をよく確認して下さい。

【生殖補助医療臨床実務経験証明書】

氏 名 _____

生年月日 (西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日

所属施設 _____

上記の者は、_____ (病院・医院・診療所)において、

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日の間、

生殖補助医療の生殖細胞培養室業務に従事した事を証明する。

署名日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

生殖補助医療実施登録施設名

生殖補助医療実施責任者 署名

⑩

【体外受精・胚移植法実施記録】

氏 名 _____

所属施設名 _____

	カルテ番号	採卵年月日	臨床妊娠の有無	責任医師 ^⑩
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

* 個人情報の観点から、カルテ番号は下 2 桁を記載してください。

平成〇年〇月〇日

〇〇 クリニック
生殖補助医療の実施登録機関 実施責任者
〇〇〇 殿
(施設No.)

Sample

公益社団法人日本産科婦人科学会
理事長 〇〇 〇〇

学会見解に基づく諸登録の再登録申請受理通知書

貴院より再登録申請のありました

- ◇ 体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録
- ◇ ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録
- ◇ 顕微授精に関する登録

につきまして、本会はこれを受理しましたのでご通知いたします。本会の見解を遵守し、下記事項にご留意ください。

なお、この登録承認は日本産科婦人科学会倫理委員会内登録・調査小委員会による、一般不妊臨床医のために平均的と考えられる生殖医療の指針や考え方に基づく施設登録であり、各施設が社会的、倫理的考え方により工夫されるインフォームド・コンセント様式やARTの手段・設備などに保証あるいは制限を加えるものではありません。

したがって、インフォームド・コンセントに記載されたARTの内容や同意事項に関する法的問題が発生した場合、本登録承認が同意書に記載された内容や状況の責任を担保するものではないことを付記いたします。

記

- 1 登録内容のいずれかに変更が生じたときは、すみやかに本会宛変更の届出を提出すること
- 2 本会より実施についての報告を求めた際は、すみやかに応じること

※過去5年以内に発行のものを提出とすること

※以前、所属した施設のものコピーも5年以内のものを提出すること